第2回 山梨サイクルネット構想(富士北麓地域)検討委員会 議事内容

日時:平成27年12月18日(金)13:30~15:20

場所:富士吉田合同庁舎2階大会議室

■委員会出席者

21名出席(うち、代理5名)、6名欠席

■議事内容

- ①第1回委員会のおさらい
- (2)コース 2 (中級者) の一部ルート変更 (忍野村内) について
- ③ハード的対策の具体案
- ④事業展開の推進に向けた整備方針(案)
- ⑤「山梨サイクルネット構想(富士北麓地域)(案)」取りまとめ構成(案)
- ⑥今後のスケジュール



■議事

【事務局】

〇議事①、②について説明。

(意見交換)

【委員1】

●ルートにおける自転車道線と自転車道線を連絡する村道は、一部通学路に指定され路肩 が着色された区間が存在する。その区間について、何か対策を考えているか。

【事務局回答】

〇矢羽根等で自転車の通行位置を明示することが考えられる。また、歩行者の状況によっては、注意喚起法定外標識など設置することにより、さらに安全確保が図れると思う。

【委員1】

●ルート上に、点滅信号が設置されている交差点では交通量が多い。そこでの注意喚起は どう考えているか。

【事務局回答】

○注意喚起法定外標識を設置することにより、安全性が向上出来ると考えられる。

【委員2】

●河口湖大橋を走行するコースがあるが、自転車で大橋を通行する際は、歩道を通行出来 るのか。

【事務局回答】

〇現在、河口湖大橋の歩道は自転車通行可となっていないと認識している。そのため、車道を通行すべきであると考えており、注意喚起法定外標識の設置により安全性の向上が 図れればと考えている。

【委員長】

●河口湖大橋を通行する自動車に対し、注意喚起法定外標識を上手く設置すれば、自動車 の速度が抑制できると思うので、上手く設置して頂ければと思う。

【事務局】

〇議事③のうち、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」に基づき自転車走行 空間の整備について説明。

(意見交換)

【委員3】

●ガイドラインは都市部をイメージしたものだと思う。本県では、場所によっては歩行者が多くない歩道もある。そのため、幅員が広く歩行者が多くない区間では、歩道上に路面表示を施工し自転車と歩行者の通行区間を明示しながら、状況に応じて歩道走行も可能とすることも可能ではないか。

【委員長】

●スポーツサイクル等速度が速い自転車が歩道を走行すると、交差点で事故が起きる可能性が高い。実際、歩道を走行する自転車の事故率が高いという議論もあるので、この点を考慮して検討して頂きたい。また、ゆっくり走行する自転車は無理に車道を走行させる必要はないが、歩道での逆走は最も危険であるため、注意して検討する必要がある。

【事務局】

〇議事③のうち、自転車専用通行帯の指定や矢羽根等を用いた自転車走行位置の明示、注 意喚起法定外標識の設置、案内誘導法定外標識の設置について説明を行った。

(意見交換)

【委員長】

●今回、矢羽根は青の施工を計画しているので、利用者に統一感を持たせるため、案内誘導法定外標識にも青をイメージカラーとして入れた方が良いのではないか。

【委員2】

●対自転車用の注意喚起法定外標識は、外国人にもわかる工夫が必要ではないか。

【事務局回答】

〇ピクト等を上手に用いて、外国の方にも理解してもらえるよう検討していきたい。

【委員長】

●現在使用している自転車ピクトマークからカゴを取り、すこし前傾姿勢にした方が、当地域の自転車利用者のイメージに近いのではないか。また、現在、案内誘導法定外標識はポール型が採用されているが、現場で設置したい位置に設置できないケースもあるので、路面表示を使うなど工夫できるような案を追加した方が良い。

【事務局】

〇議事4、⑤について説明。

【委員長】

●自転車通行ルール周知の展開については、サイクリングイベントを通じて周知するのが 有効である。例えば、子供たちを集めて、サイクリストからルールを教えてもらうなど のイベントが今後、開催できればと思う。

【事務局】

〇議事⑥について説明し、検討委員会終了。